

社会安全政策論(治安)

第9回

薬物対策

坂 明

saka@saka.jp

<http://saka.jp/sss>

本日の内容

- お知らせ
- 薬物対策

第9回(6月17日)お知らせ

- DARCへの感想のお礼
- ゲスト(6月18日)
- 中間レポート

DARCへの感想のお礼

- 感想提出ごくろうさまでした
- 提出の確認のため、出席票に記載した感想で代える方も、SFSに、その旨記載してください。
(「感想は出席票に記載しました。」など)

参考文献

- 近藤恒夫、薬物依存を越えて、海拓舎、2000
- James L. Nolan, jr. 著、小森榮, 妹尾栄一訳、ドラッグ・コート：アメリカ刑事司法の再編、丸善プラネット：丸善、2006
- 石塚 伸一、日本版ドラッグ・コート 処罰から治療へ、龍谷大学矯正・保護研究センター叢書、日本評論社、2007

ゲスト(6月18日)

- 2009年6月18日(木)午後4時30分-6時@
13
- 社会安全政策研究の授業にて
- 厚生労働省関東信越厚生局 麻薬取締部 橋
本さん
- 実際の薬物事犯の捜査についてお話しいた
だきます。

中間レポート

- 本日6月17日が締切

授業計画

- 第1回 4月8日 社会安全政策とは
- 第2回 4月15日 安全をめぐる状況と社会安全政策の仕組み
- 第3回 4月22日 性犯罪の現状と対応
- 4月29日は昭和の日で休み
- 5月6日は振替休日
- 第4回 5月13日 被害者の立場から
- 第5回 5月20日 交通安全政策
- 第6回 5月27日 身近な犯罪への対応
- 第7回 6月3日 暴力団をめぐる現状と対応
- 第8回 6月10日 薬物依存への取組み

授業計画 (2)

- 第9回 6月17日 薬物をめぐる現状と対策
- 第10回 6月24日 子どもが被害者となる犯罪
- 第11回 7月1日 サイバー犯罪の現状と対応
- 第12回 7月8日 お金をめぐる犯罪の現状と対応
- 第13回 7月 15日 まとめ

DARCのお話の補足

- 沖縄ダルクHPより
 - 【利用費】
 - 1ヶ月 入寮: ¥155,000 (初回のみ ¥170,000 となります)
 - 1ヶ月 通所: ¥30,000
 - 生活保護受給者の方は受給額でお受けしています。
- 授業時配付資料より
 - ダルクの抱える問題は以下の通りである。
 - 各施設の財政は多くの苦難を抱えている。
 - 入寮者本人および家族の負担経済的負担が大きいこと。
 - 生活保護受給者の割合が60%と高く、ダルクやNA(薬物依存者の自助グループ)の活動が公的に評価されていないこと。

DARCのお話の補足(2)

- 総会のお話
- 抱擁
- 奥田保さんのお話
 - 近藤さんに判決を言い渡した裁判官
 - 現在は、ダルクの協力弁護団長
 - 近藤さんへの判決言い渡し後、執行猶予期間をクリーンで過ごした近藤さんからNAセミナーへの参加の案内(1984)
 - 捨て身の覚悟で出席
- 出席されている方々
- ドラッグ・コート、警察庁との事業
- 自助グループ 12ステップ

Twelve-step program

- http://en.wikipedia.org/wiki/Twelve-step_program
 - 日本語訳 <http://www.cam.hi-ho.ne.jp/aa-iso/fsteps.htm>
 - 創設者の逸話 Fulton Oursler, “The Law of Unselfishness,” from *Everyday Greatness*, Rutledge Hills Press, Nashville, Tennessee
- 第一ステップ
 - Powerless 薬物に対して無力な自分を認めた



大学

- 関西大学
- SFC生

関西大学

- キャンパスで大麻密売、関大生ら3人所持で逮捕
- 関西大学の学生らが大麻を所持していたとして、大阪府警薬物対策課などは15日、同大学工学部4年・市川聖(さとる)容疑者(24)(同市千里山松が丘)ら3人を大麻取締法違反(営利目的所持など)容疑で現行犯逮捕した、と発表した。
- 市川容疑者は「関大の千里山キャンパスなどで、約3年間に在学生や卒業生を含む約40人に売りさばいた。キャンパスは夜間も出入りでき、警察のパトロールもないので安心だった。白昼、学内で購入した学生らと一緒に吸うこともあった」と供述しており、府警は購入者についても同法違反(譲り受け)容疑などで立件する方針(中略)
- 市川容疑者は約5年前から大阪・ミナミで外国人らから入手して吸引していたが、約3年前から金を稼ぐ目的で転売を始め、携帯電話で注文を受け、仕入れ値に約1割を上乗せした1グラムあたり5000～8000円で売っていた。
- (2008年5月15日22時07分 読売新聞)

SFC生

- 神奈川県警藤沢北署は1日、自宅で乾燥大麻約2・3グラムを持っていたとして、神奈川県藤沢市善行、慶応大4年前田泰平容疑者(26)を大麻取締法違反(所持)容疑で逮捕した。
- 調べに対し、「自分で使うために持っていた」と容疑を認めているという。
- 発表などによると、前田容疑者は12月31日午後5時半頃、自宅マンションの宅配ボックスに、ビニール袋に入った乾燥大麻3袋を隠し持っていた疑い。前田容疑者は総合政策学部、環境情報学部などがある同大湘南藤沢キャンパスに通っているという。
- (2009年1月1日12時11分 読売新聞)

薬物対策

- 薬物に関する制度
- 我が国の薬物乱用の歴史
- 薬物犯罪の情勢
- 薬物対策
 - 取締りなど
 - 薬物乱用防止五カ年戦略
 - 国際的なスキーム
 - 薬物依存への対策 ここから

薬物依存への取組

- 薬物相談
- ドラッグ・コート
- 再犯防止

薬物相談

- 相談窓口
- 全国の精神保健福祉センター
<http://www2u.biglobe.ne.jp/~skomori/soudan/9-2.html>
- 全国のダルク
<http://www2u.biglobe.ne.jp/~skomori/soudan/9-3.html>
- 薬物犯罪についての相談や通報を受け付けるのは、主に警察と厚生労働省の麻薬取締部です。覚せい剤、大麻、麻薬等の違法な薬物の密売人を知っている、あるいは薬物を見たといった情報は、下記へ。
 - 警察の薬物電話相談について(警察庁ホームページ)
http://www.npa.go.jp/safetylife/jutai/yakubutsu_tel.htm
 - 麻薬取締部の情報提供及び相談(麻薬取締官ホームページ)
<http://www.nco.go.jp/email/infogate.html>
- 青少年の薬物問題を考える会(弁護士小森榮)「薬物乱用防止ドラッグについてきちんと話そう」サイト<http://www2u.biglobe.ne.jp/~skomori/crime/crime4-2.html> より転載

警察へ通報せずに相談も 厚生労働省が薬物問題で手引

- 2007/11/26 四国新聞
- 厚生労働省は26日までに、保健師ら自治体担当者による薬物依存症の相談について「電話があれば、本人や家族が相談に来て警察に通報することはないと伝える」などの要点をまとめた手引を作ることを明らかにした。安心して相談窓口に来てもらい依存症脱却のきっかけにする狙い。
ただ覚せい剤など違法薬物の使用が明らかで受診もせずに他人に被害を与える場合などは、家族らに警察などへの通報を促した方がよいケースもあるとしている。

http://news.shikoku-np.co.jp/national/medical_health/200711/20071126000198.htm

薬物相談

- イネーブラー
- 愛情(だけ)ではだめ
- 近藤さんの例
 - 女性
 - 長兄
 - 薬物を買うために勝手に兄の会社の小切手を乱発、倒産させる
 - 逮捕も一つの方法
 - 執行猶予ではあるが、9月末から11月末まで拘置所

ドラッグ・コート

- 米国の薬物専門裁判所
 - 対象は薬物関連犯罪（薬物乱用が原因となって犯した犯罪も含む）の被告人
 - 通常の刑事司法手続ではなく、薬物依存から回復させるための治療的な手続に乗せる
 - 裁判官が経緯を監督
 - 集中的監督期間は、通常1－3年
 - トリートメントの全課程を修了した被告人に対して公訴棄却の決定を下すなどの場合がある（失敗した場合は通常の司法手続）
-
- プログラムの内容
 - 特徴
 - 効果
 - 日本における考察

プログラムの内容

- 裁判所によって異なるところがある
- 共通要素
- オプション
- リプラス(再使用)

共通要素

- 定期的に裁判所に出頭して薬物検査を受ける
- 裁判官の審問を受ける
- NA, AAなどの自助グループのミーティングに参加する

オプション

- 病院への入院
- 薬物依存リハビリ施設
- 刑務所
- 拘禁期間はトータルすると本来の判決で刑務所に拘禁される期間より長くなることもある

リプラス(再使用)

- 薬物利用のチェックがある
- 再利用が発見された場合
 - 打ち切りの場合もある
 - 刑務所に行く
 - 直ちに打ち切りになるわけではない
 - 制裁的措置
 - 反省文の提出
 - 法廷傍聴
 - 刑事施設への短期の拘禁
 - その他

特徴

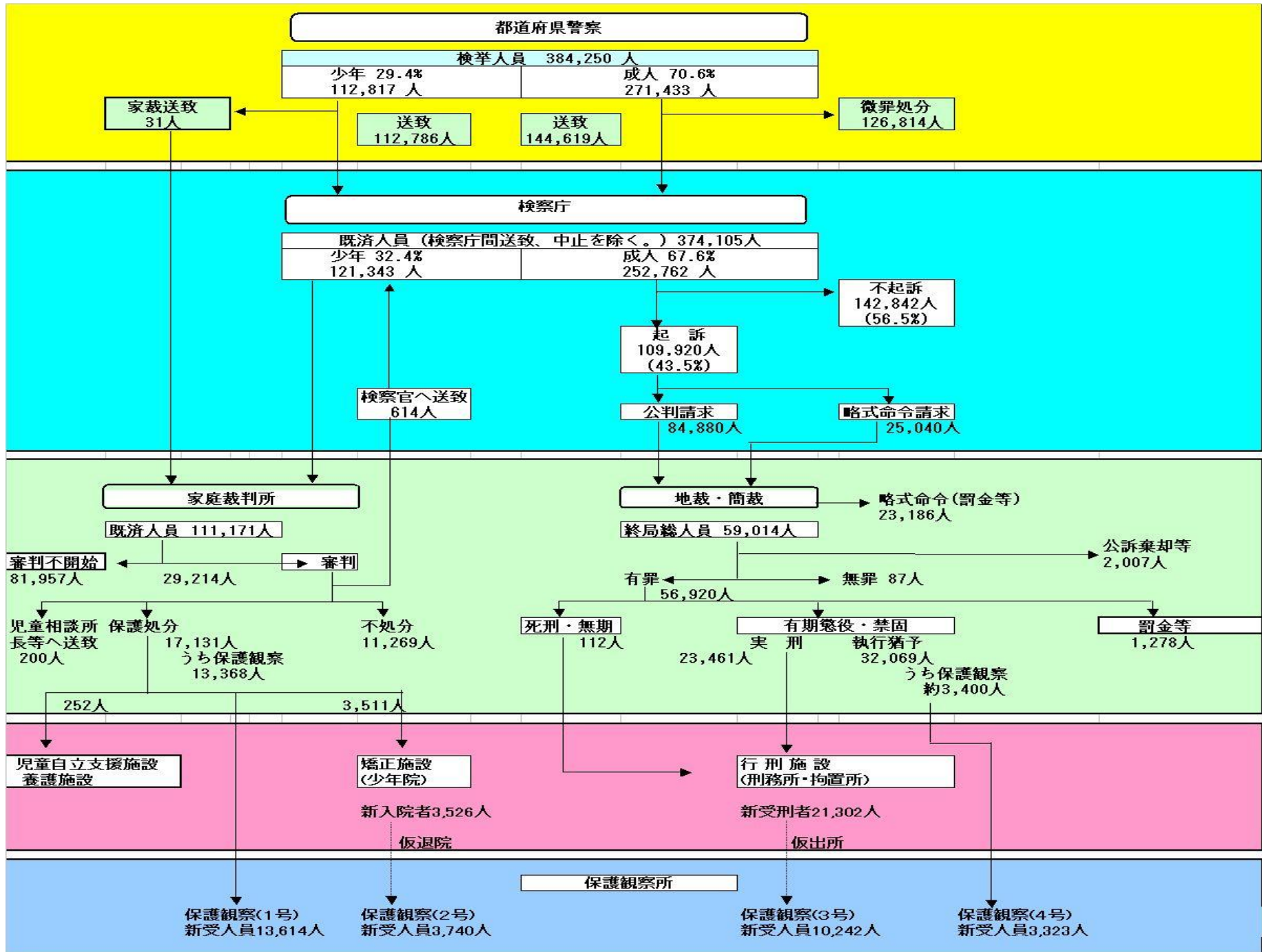
- 治療のために全関係者が協力(協働体制)
 - 裁判官
 - 治療専門家
 - 検察官
 - 弁護士
- 通常の刑事司法とは異なる手続
 - 裁判官に大きな裁量
 - 憲法上の保障の放棄
 - 適正手続
 - 対審構造の基本原則
 - 令状なしの家宅捜索など

効果

- 再犯率の観点からは必ずしも効果がありとは言えない
 - 長い視野で見るべきではないか
 - 短期間の再発ではなく長期的な回復
- 刑事司法のコスト削減
 - 社会としてのトータルのコスト
- 家族の再建

日本における考察

- 公判前
 - 検察官の裁量
- 裁判段階
 - 保護観察付執行猶予
- 出所段階
 - 仮釈放
- 再使用の扱い
- 参考：石塚伸一「ドラッグ・コート」



公判前

- 検察官の裁量
 - 検察官からオプションの提示
 - 薬物依存者が医療的支援(民間回復支援施設を含む)を利用することを条件
 - 裁判を回避可能
 - 課程の例
 - 医療機関における断薬の学習
 - 医療スタッフによる支援
 - 自助グループへの参加が可能な入寮施設で共同生活を行う
 - 一定期間を断薬して過ごした場合、自助グループとの接触を維持しながら自宅へ戻る
 - 結果良好であれば起訴を提起しない

裁判段階

- 保護観察付執行猶予
 - 状況
 - 被告人自らが不法な薬物使用等を認めている
 - 被告人が自助グループへの参加が可能な入寮施設で共同生活を行うことを望んでいる
 - 判決を言い渡す際の考慮要素
 - 保護観察付執行猶予の言い渡し
 - プログラムの第一段階が終わると、自助グループとの接触を維持しながら自宅に戻る
 - 保護観察期間を無事終了すれば、有罪判決は効力を失う
 - 保護観察期間は、当該対象者を支援

奥田裁判官

- 判決言い渡し時、近藤さんに
「あなたは1年半の通院治療が必要です。
自助グループにも通いなさい。」
(「薬物依存を越えて」p.162)

出所段階

- 仮釈放
 - 状況
 - 被告人自らが不法な薬物使用等を認めている
 - 被告人が自助グループへの参加が可能な入寮施設で共同生活を行うことを望んでいる
 - 仮釈放を許可
 - 入寮施設での治療を受けることが条件
 - 刑期満了まで保護観察を無事終了すれば再収容されることはない
 - 仮釈放
 - 刑法28条
 - 刑法29条1項

仮釈放

- 仮釈放

- 刑法28条

- 懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる。

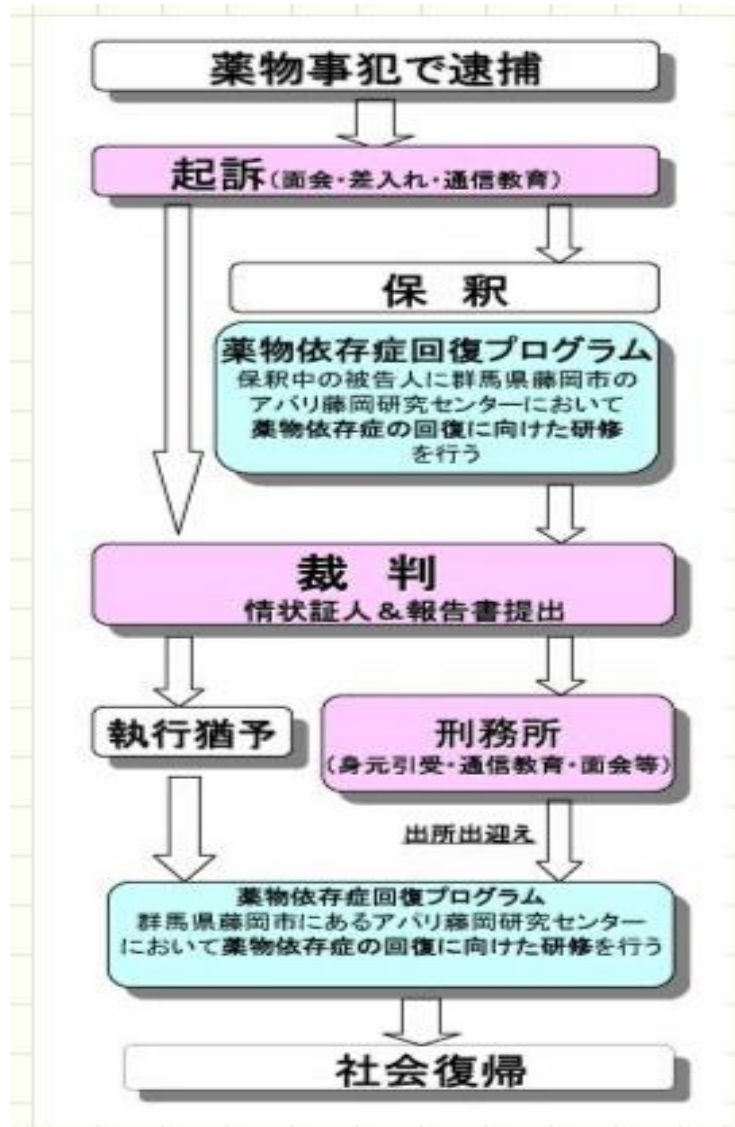
- 刑法29条1項

- 次に掲げる場合においては、仮釈放の処分を取り消すことができる。
 - 一 仮釈放中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。
 - 二 仮釈放前に犯した他の罪について罰金以上の刑に処せられたとき。
 - 三 仮釈放前に他の罪について罰金以上の刑に処せられた者に対し、その刑の執行をすべきとき。
 - 四 仮釈放中に遵守すべき事項を遵守しなかったとき。

再犯防止

- APARIのプログラム
- 警察庁

APARIのプログラム



- http://www.apari.jp/npo/sihou_support.html

警察庁

- 平成19-20年
- 受講者の要件
- プログラム

平成19-20年

- 薬物の再乱用の防止を図るため、民間団体と連携し、定期的なカウンセリング、薬物検査を行う「薬物再乱用防止モデル事業」を実施
 - 薬物乱用防止新五か年戦略フォローアップ

受講者の要件

- 男性
- 覚せい剤などの薬物事件で検挙
- 6警察署
 - 新宿、渋谷、池袋、麻布、巣鴨、浅草
- 即決裁判で執行猶予判決が言い渡されたこと
- 捜査官からapariのプログラムを受け取るように教示されたこと
- apariがインタビューを実施して受け入れを承諾したこと

即決裁判制度

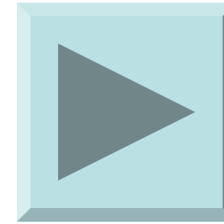
- 平成16年の刑事訴訟法の改正により導入
- 平成18年10月2日より実施
- 条件
 - 事案が明白軽微
 - 証拠調べが速やかに終わると見込まれる
 - 被疑者の同意
- 起訴と同時に書面で即決裁判手続の申し立てができる
 - 刑事訴訟法350条の2
- 公判で被告人が有罪を認めた場合
 - 裁判所が即決裁判手続の開始決定
 - 350の8
 - その日の内に判決

プログラム

- 週1回のapariのスタッフによる唾液検査キットを用いた簡易薬物検査の実施
- 週1回のapariのスタッフによるグループミーティングへの参加
- 精神科医等の専門家による薬物乱用に起因する諸問題についての講義

薬物対策（再掲）

- 薬物に関する制度
- 我が国の薬物乱用の歴史
- 薬物犯罪の情勢
- 薬物対策
 - 取締りなど
 - 薬物乱用防止五カ年戦略
 - 国際的なスキーム
 - 薬物依存への対策



薬物に関する制度

- 薬物に関する法制・体制
- 規制薬物の種類
- 規制薬物の特徴
- 規制薬物乱用の害
- 薬物別解説

薬物に関する法制・体制

- 規制薬物
 - 薬物五法
 - 毒物及び劇物取締法
 - 違法(脱法)ドラッグ
- 取締
 - 警察
 - 麻薬取締官
 - 海上保安庁
 - 税関

規制薬物

- 薬物五法
- 毒物及び劇物取締法
- 違法(脱法)ドラッグ

薬物五法

- 規制の基本的な考え方
 - 規制対象の選定
 - 規制対象の推移
- 薬物四法
 - 麻薬及び向精神薬取締法
 - 覚せい剤取締法
 - 大麻取締法
 - あへん法
 - 薬物四法の仕組み
- 麻薬特例法
 - 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律
 - 業として行った場合
 - 薬物犯罪収益等隠匿
 - 薬物犯罪収益等收受
 - 規制薬物としての物品の輸入等
 - 公然、あおり又は唆し

規制の基本的な考え方

- 規制対象の選定
- 規制対象の推移

薬物四法

- 麻薬及び向精神薬取締法
- 覚せい剤取締法
- 大麻取締法
- あへん法
- 薬物四法の仕組み

薬物四法の仕組み

- 目的限定
 - 医療
 - 学術
 - 農業等生産
- 免許・許可制
 - 製造
 - 輸出入
 - 譲渡
 - 譲受
 - 所持
 - 使用

薬物四法の仕組み (2)

- 違反に罰則

麻薬特例法

- 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取法等の特例等に関する法律
- 業として行った場合
 - 製造
 - 輸出入
 - 譲渡
 - 譲受
- 薬物犯罪収益等隠匿
 - 麻薬特例法6条
 - 5年以下の懲役、三百万円以下の罰金、又は併科
- 薬物犯罪収益等收受
 - 麻薬特例法7条
 - 3年以下の懲役、百万円以下の罰金、又は併科

麻薬特例法 (2)

- 規制薬物としての物品の輸入等
 - 麻薬特例法8条
- 公然、あおり又は唆し
 - 9条 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - 薬物犯罪
 - 薬物犯罪収益に係る隠匿・收受
 - 規制薬物の濫用

毒物及び劇物取締法

- 対象

- 有機溶剤
 - シンナー
 - トルエン
 - その他

- 禁止

- 摂取
- 吸入
- 摂取・吸入目的所持
- 無登録販売
- 乱用目的の購入と知った上での販売

違法(脱法)ドラッグ

- 平成18年薬事法改正
 - 平成19年4月施行
 - 指定薬物
 - 禁止
 - 医療等の用途以外の用途に供するために
 - 製造
 - 輸入
 - 販売
 - 授与
 - 販売・授与目的での貯蔵・陳列
 - 指定薬物の広告
 - » 医療等の用途に使用するものを対象として行う場合を除く

取締

- 警察
- 麻薬取締官
- 海上保安庁
- 税関

規制薬物の種類

- アッパー系
 - 神経を興奮させる作用を持つもの
 - 覚醒剤が代表
- ダウナー系
 - 神経作用を抑制する働きを持つもの
 - ヘロインが代表

規制薬物の特徴

- 依存性
 - 薬効が切れてくると薬物に対する渴望が高まったり、それぞれの薬物に特有な禁断症状が現れること
- 耐性
 - 薬物の使用を繰り返すうち、従来の使用量では薬効を感じなくなり、従来同様の薬効を得るために使用量が増える傾向があること。
- 1回の使用から乱用につながる危険性
 - フラッシュバック(再燃現象)
 - 薬物の乱用により幻覚や妄想などの精神障害が現れると、乱用をやめても睡眠不足、過労、ストレス、飲酒等をきっかけに、突然、幻覚等の精神障害が再燃することがある。

規制薬物乱用の害

- 乱用者の心身への害
 - 自殺
- 使用に起因した凶悪犯罪、重大な交通事故
 - 殺人、放火
- 犯罪組織の資金源
 - 規制薬物の密輸・密売
 - 犯罪組織の維持・拡大
 - 更に薬物犯罪が拡大
- 乱用者の周圀・社会全体にとって大きな脅威

我が国の薬物乱用の歴史

- 第一次覚醒剤乱用期
- 第二次覚醒剤乱用期
- 第三次覚醒剤乱用期
- 覚醒剤以外

第一次覚醒剤乱用期

- 終戦直後の社会的混乱
- 戦時中軍用に製造・保管されていた覚醒剤が「ヒロポン」の商品名で復員軍人や若年世代に広がる

第二次覚醒剤乱用期

- 暴力団による密輸・密売を背景とする
- 昭和45年ころから乱用拡大
- 昭和59年がピーク

第三次覚醒剤乱用期

- 平成7年以降
- 暴力団に加え、イラン人薬物密売組織等による販売
- 街頭での無差別販売、携帯電話やインターネットを通じた販売
 - 覚醒剤が入手しやすくなった
- 中高生を初めとする若年層に汚染が広がっている

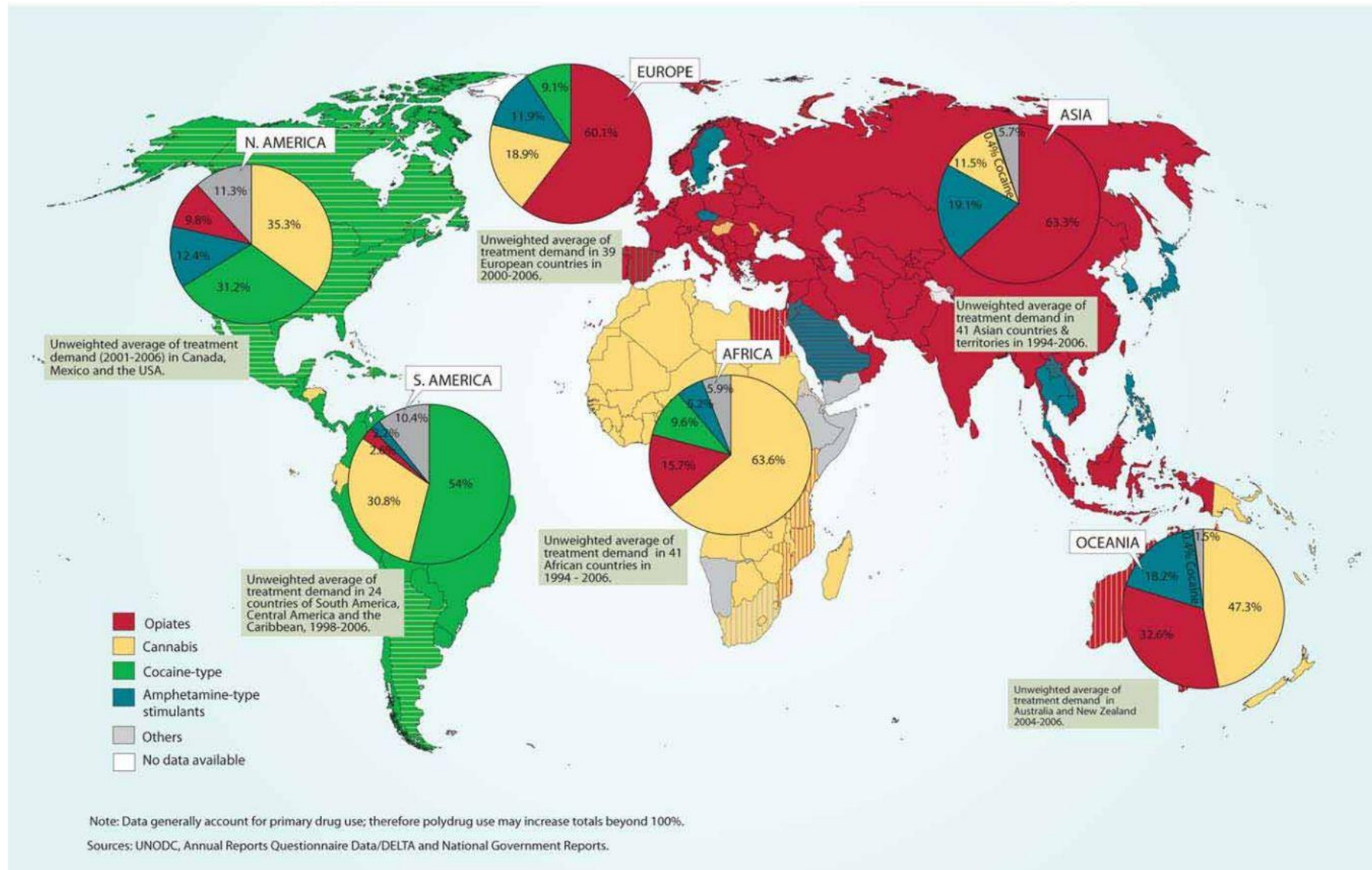
覚醒剤以外

- 昭和30年代はじめからヘロインの乱用拡大
- 昭和30年代後半以降少年による睡眠薬やシンナーの乱用が問題
- 大麻

薬物犯罪の情勢

- 世界的な情勢
- 覚醒剤の取締状況
- 乱用薬物の多様化
- 暴力団の関与
- イラン人密売組織
- 薬物の密輸

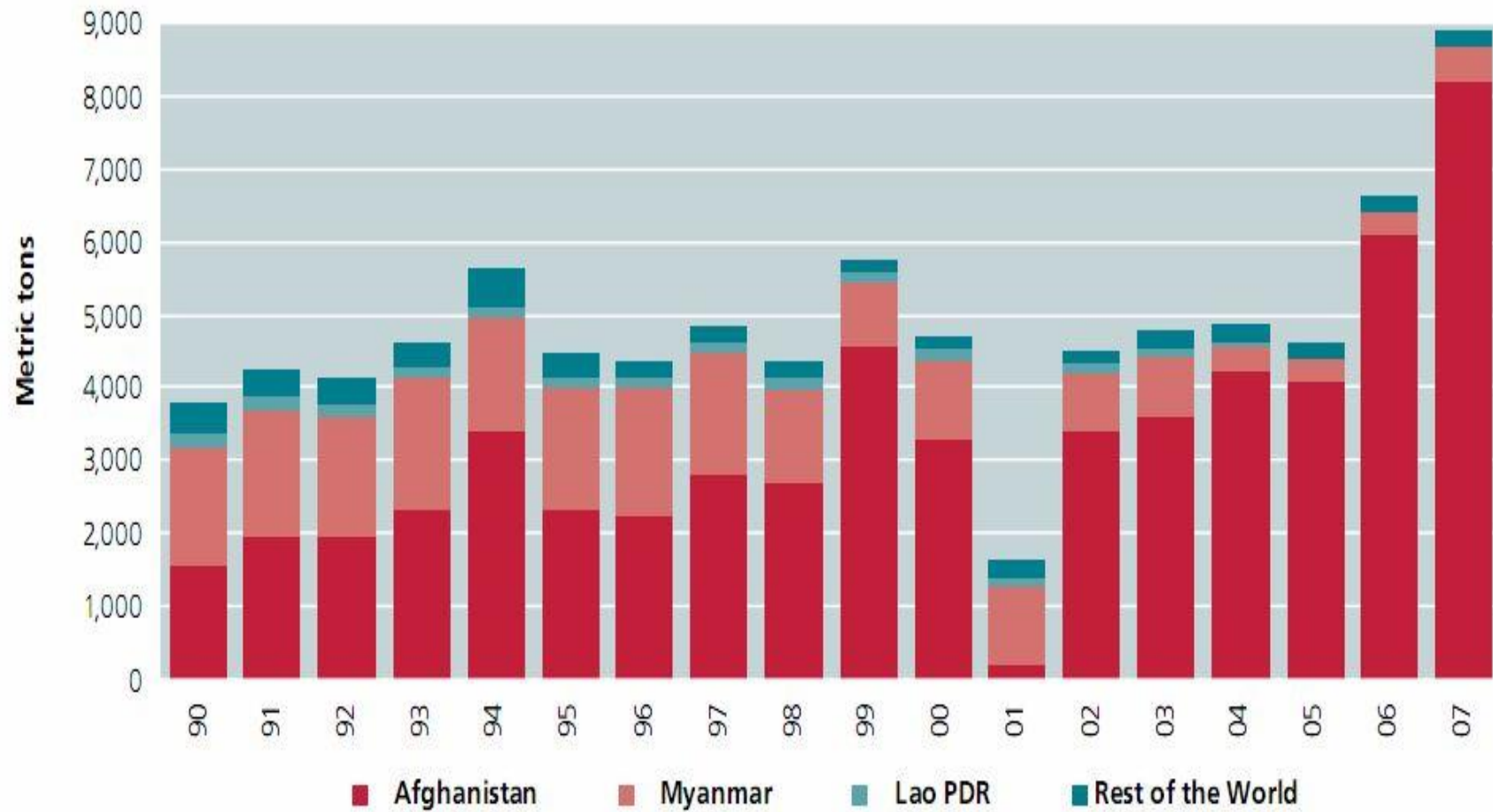
世界的な情勢



United Nations Office on Drug and Crime, World drug report 2008

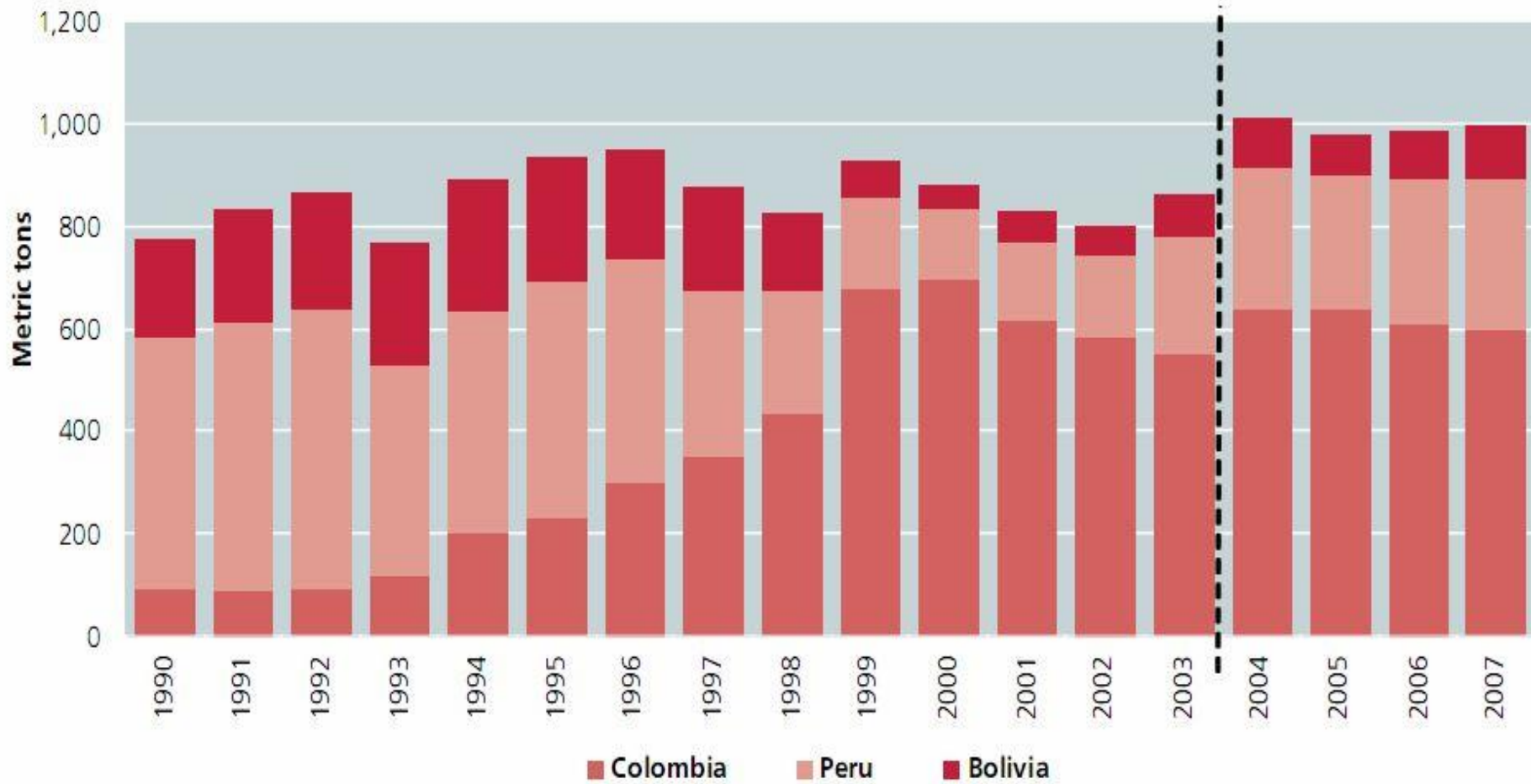
あへん

Global illicit opium production, by region: 1990 - 2007



コカイン

Global cocaine production*, by region: 1990-2007



薬物の取締状況(2008)

- 覚せい剤事犯
 - 検挙人員減少、押収量増加
 - 暴力団構成員等の検挙人員も減少したが、比率は増加し、過半数を占める
- 大麻事犯
 - 検挙人員は過去最高、暴力団構成員等の検挙人員も大幅増
 - 乾燥大麻の押収量は減少、大麻樹脂の押収量は増加

薬物の取締状況(2008続き)

- 来日外国人による薬物事犯の検挙人員は減少
 - イラン人の覚せい剤事犯の検挙人員は増加
- 薬物全体における密輸入事犯の検挙件数は横ばい
 - 覚せい剤事犯、大麻事犯が増加
 - MDMA等合成麻薬事犯は減少

薬物事犯検挙人員

(単位は人)	2007年	2008年
覚せい剤事犯	12,009	11,041
大麻事犯	2,271	2,778
麻薬及び向精神薬事犯	469	493
あへん事犯	41	14
合計	14,790	14,326

覚せい剤事犯の検挙状況

	1998年	2008年	1998 =100
検挙件数(件)	22,493	15,840	70.4
検挙人員(人)	16,888	11,041	65.4
粉末押収量(kg)	549.0	399.9	72.8
錠剤押収量(錠)		22,371	
初犯者の検挙人員(人)	8,610	4,840	56.2
同構成比(%)	51.0	43.8	86.0
暴力団構成員等の検挙人員 (人)	7,204	5,797	80.5
同構成比(%)	42.7	52.5	123.1

暴力団の関与(2008)

- 覚せい剤
 - 検挙人員 5,797人 暴力団構成員等52.5%
 - 営利犯 545人、53%(2007年553人、61.5%)
- 覚せい剤市場は暴力団が過半を支配
- 暴力団の重要な資金源
 - 暴力団構成員等検挙人員の最大罪種は覚せい剤取締法違反
 - 2008年の検挙人員合計 26,064人
 - うち覚せい剤取締法違反 5,735人
- イラン人密売組織
 - 末端売人として利用されている
 - 密売ネットワーク

末端利用者と暴力団

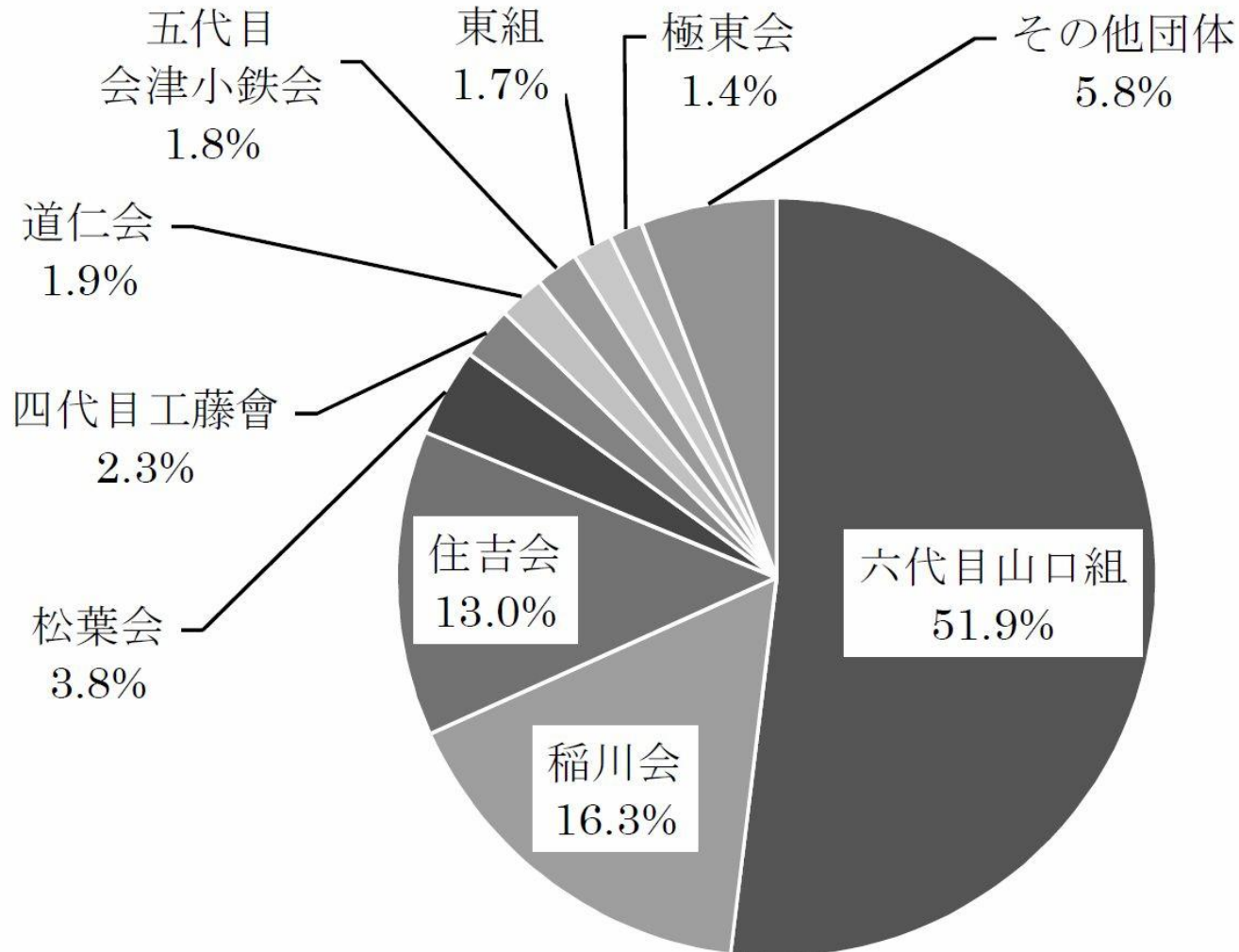
- 近藤さんの著書

「警察にきかれても、売人の連絡先だけは絶対に言わなかった。覚せい剤が買えなくなると思ったからである。」

薬物中毒者を食い物にしている

暴力団の関与(2)

覚せい剤事犯暴力団構成員等検挙人員構成比



薬物密売がらみ？名古屋

イラン人刺殺で土木作業員3人逮捕

- 名古屋市東区の路上で先月2日未明、イラン人男性が刺殺された事件で、愛知県警は8日、名古屋市守山区藪田町、土木作業員三枝圭吾容疑者(30)ら日本人の男3人を強盗殺人容疑で逮捕した。
- ほかに逮捕されたのは、同区大森、土木作業員小田嶋貴広(21)、同市中川区荒子、同江上竜一(21)両容疑者。県警は特捜本部を設置し、詳しい動機などを調べている。
- 発表によると、三枝容疑者らは先月2日午前0時25分頃、同市東区徳川の国道19号の車道上で、イラン国籍で住所不詳、職業不詳レザ・ガーセミさん(当時31歳)の胸を刃物で刺すなどして殺害し、ガーセミさんの乗用車を奪った疑い。
- 調べに対し、三枝容疑者は容疑を否認、小田嶋、江上両容疑者は認めているという。ガーセミさんは薬物の密売に関与していた可能性もあり、特捜本部は、3人が薬物密売の売上金を狙ったとみて追及している。
- (2009年6月8日16時51分 読売新聞)

薬物の密輸

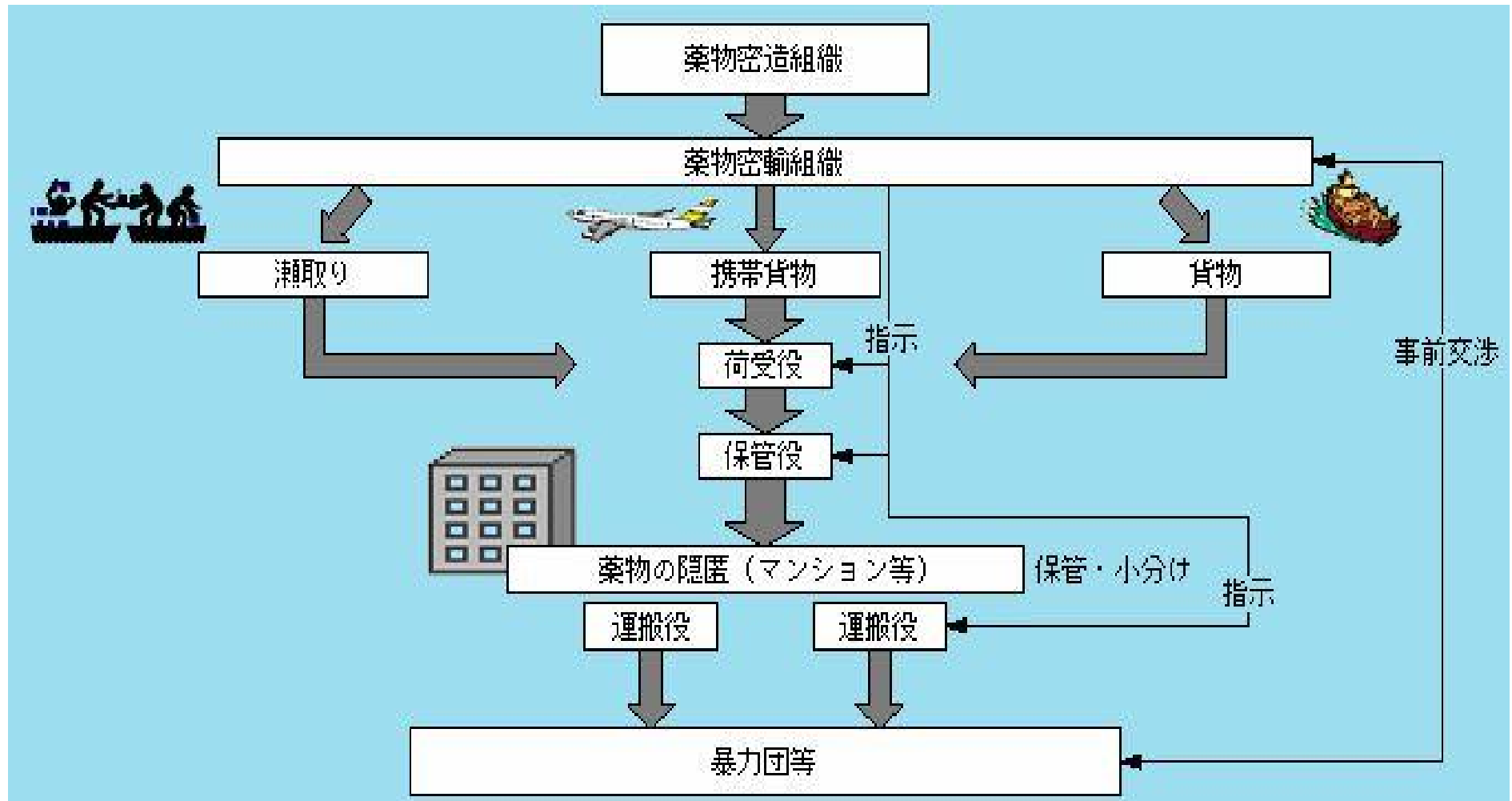
- 覚せい剤密輸メカニズム
 - 海外の密輸組織と暴力団の結託
 - 薬物密輸の手口
 - 北朝鮮を仕出地とする覚せい剤密輸

海外の密輸組織と暴力団の結託

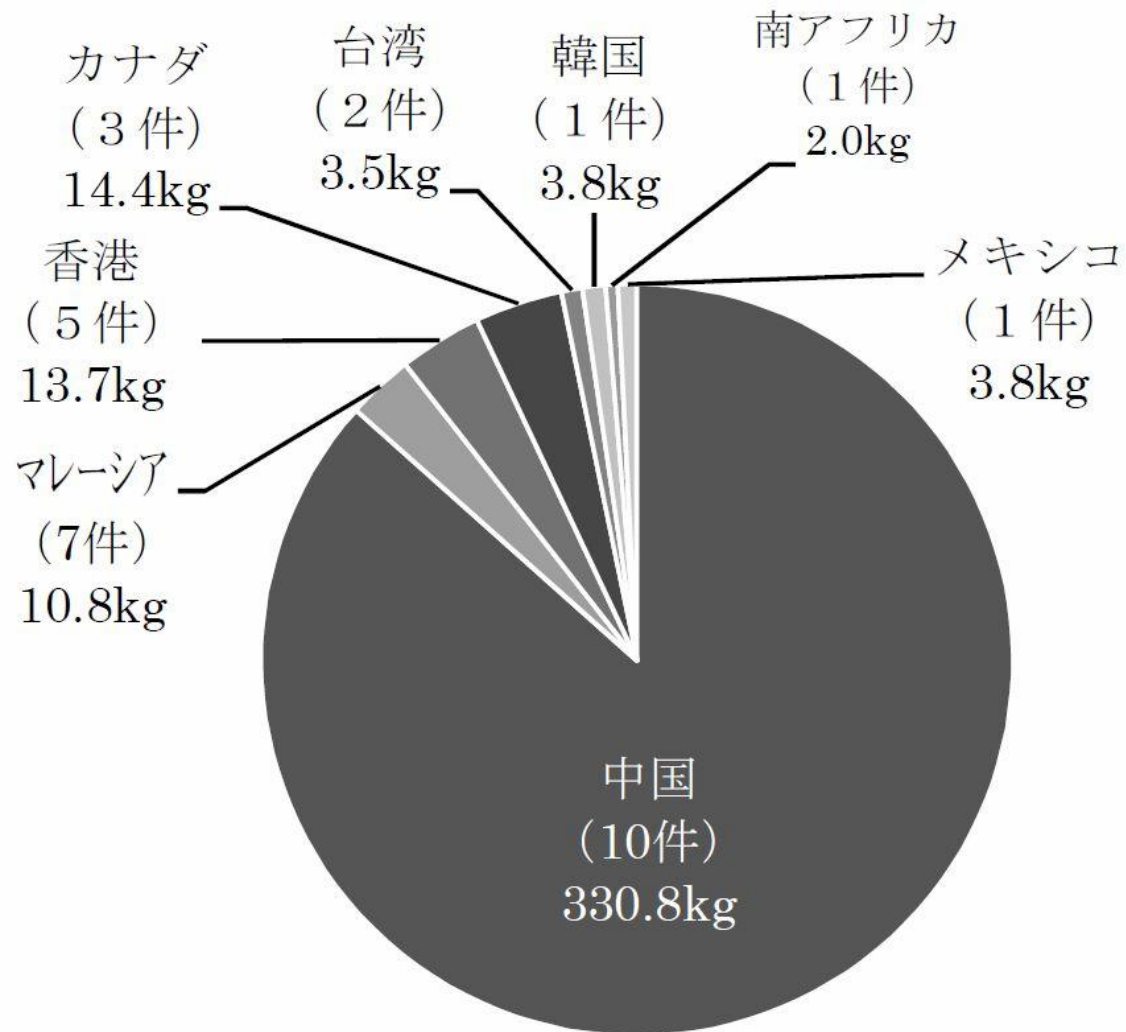
覚せい剤取引価格

- 密造組織と密輸組織の取引価格 キロ 40-50万円
- 水際での取引価格 キロ 100-200万円
- 国内一次卸価格 キロ 250-400万円
- (数段階)
- 末端価格 グラム 2-10万円(キロ 2000万円から1億円)
- 2007年 0.2g 1万円程度が主流
- 2008年第2-3四半期 0.1g 1万円程度
- 莫大な利益

薬物密輸の流れ



大量押収事例の仕出地



北朝鮮

- 1997-2002年の間の覚せい剤押収事案における総押収量の約4割が北朝鮮からのもの
- 高純度、整った梱包—しっかりした組織が関与
- 1998年の高知沖における覚せい剤密輸事件の際使用された船舶は2001年12月に九州南西海域において沈没した北朝鮮工作船と同一
- 現在……製造中止？中国経由？

2007脱北家族(1)

- 「北で覚せい剤、簡単に買える」 脱北男性話す／警察当局調べ
 - 青森・深浦港で2日保護された脱北者家族4人の所持品から見つかった微量の覚せい剤について、20代後半の弟が警察当局の事情聴取に対し、「長旅で眠らないようにするためのものだった。北朝鮮では簡単に買える」と話していたことがわかった。タコ漁をして家族の生計を支えていたこの弟は、自分用の覚せい剤だったことを認めただけで、「疲れないようにするためだった。街で簡単に買える」と話しているという。
 - 【ソウル＝中村勇一郎】韓国在住の脱北者によると、覚せい剤は北朝鮮では比較的容易に手に入るという。2005年1月に脱北したソウル在住の朴大興(パクテフン)さん(37)は、「北朝鮮では覚せい剤はアイスと呼ばれ、00年ごろから若者の間で流行し始め、市場でも隠れて売られていた」と証言する。
価格は1グラムあたり中国通貨に換算すると100元(1600円相当)程度。一般住民にとっては高価だが、友人を通して安価で入手できることも多いという。
- (2007.06.05読売新聞)

2007脱北家族(2)

- 脱北家族二男所有の覚せい剤は高純度
 - 今年6月に青森県深浦町で保護された脱北者一家4人のうち、20代後半の二男が所持していた覚せい剤は、99%以上の高純度だったことが警察庁科学警察研究所の鑑定でわかった。過去に北朝鮮から密輸入された覚せい剤も高純度で、同庁では「精製技術の高さが改めて裏付けられた」として、北朝鮮での覚せい剤製造の実態解明を進める方針。

(2007.08.23読売新聞夕刊)

薬物対策

- 取締りなど
 - コントロールド・デリバリー
- 薬物乱用防止五カ年戦略
- 国際的なスキーム
- 薬物依存への対策

取締

- 警察
- 麻薬取締官
- 海上保安庁
- 税関

取締り

●覚せい剤事犯検挙件数、検挙人員（全体） (件、人)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
検挙件数	22,753	24,419	26,227	25,060	23,474	20,343	17,955	20,273	17,480	17,169
検挙人員	17,084	18,491	19,156	18,110	16,964	14,797	12,397	13,549	11,821	12,211

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁調べ <http://www8.cao.go.jp/souki/drug/pdf/shihyou.pdf>

警察による検挙件数、検挙人員

区分		年別	平16	平17	平18	平19	平20
覚せい剤事犯	検挙件数		17,699	19,999	17,226	16,929	15,801
	検挙人員		12,220	13,346	11,606	12,009	11,025
	うち暴力団構成員等		5,430	6,853	6,076	6,359	5,801
	同上比率(%)		44.4	51.3	52.4	53.0	52.6
	うち来日外国人		374	412	427	464	412
	同上比率(%)		3.1	3.1	3.7	3.9	3.7

(http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/yakubutujyuki/yakujuuu/yakujuuu1/h20_jyousei_yakujuuu.pdf)

麻薬取締職員

		H10	H11	H12	H13	H14
薬物事犯の検挙件数(件)		25,619	26,873	28,662	28,053	26,953
麻薬取締職員による内数		(397)	(399)	(421)	(380)	(472)
薬物事犯の検挙人数(人)		18,814	20,129	20,701	19,953	19,219
麻薬取締職員による内数		(310)	(336)	(319)	(302)	(391)
主な薬物の押収量 (kg)	覚せい 剤	549.7	1994.5	1030.5	419.2	442.1
麻薬取締職員による内数		(1)	(19)	(4)	(13)	(5)
	大麻	335.2	766.1	495.6	917.4	483.1
麻薬取締職員による内数		(18)	(11)	(5)	(252)	(15)

厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料の合計

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyuu/03jisseki/2-2-2.html>

コントロールド・デリバリー

- Controlled Delivery : CD
- 「監視付き移転」
- 捜査機関が規制薬物等の禁制品を発見しても、その場で直ちに検挙押収することなく、監視下にその運搬を継続させ、関連被疑者に到達した段階で、一挙に検挙する捜査手法
- 麻薬特例法の規定(3条、4条)

薬物乱用防止五カ年戦略

- 第三次薬物乱用防止五か年戦略
- 平成20年8月22日 薬物乱用対策推進本部決定
- 目標1 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上
- 目標2 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進
- 目標3 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底
- 目標4 薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

薬物乱用防止五カ年戦略(2)

- 目標1

青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

- (1) 学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実強化
- (2) 有職・無職少年に対する啓発の強化
- (3) 地域における薬物根絶意識の醸成と未然防止対策の強化
- (4) 広報啓発活動の強化
- (5) 関係機関による相談体制の構築

薬物乱用防止五カ年戦略(3)

- 目標2

薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進

- (1) 相談窓口の周知及び相談体制の充実
- (2) 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実
- (3) 薬物依存・中毒者の家族への相談体制・支援等の充実
- (4) 薬物依存・中毒者の社会復帰の支援の充実強化
- (5) 民間団体等との連携強化
- (6) 少年の再乱用防止対策の充実強化
- (7) 薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進

薬物乱用防止五カ年戦略(4)

- 目標3

薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底

- (1) 組織犯罪対策の推進
- (2) 犯罪収益対策の推進
- (3) 巧妙化する密売方法への対応
- (4) 末端乱用者に対する取締りの徹底
- (5) 多様化する乱用薬物への対応
- (6) 正規流通への監督の徹底
- (7) 関係機関の連携強化

薬物乱用防止五カ年戦略(5)

- 目標4

薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

- (1) 密輸等の情報収集の強化
- (2) 密輸取締り体制の強化・充実
- (3) 更なる密輸ルート の 解明 と 海空路 による 密輸 への 対応 の 充実 強化
- (4) 国際的な連携・協力の推進

国際的なスキーム

- 薬物関連条約
- 国連
- G8
- その他
- マネーロンダリング対策

薬物関連条約

- 1961年の麻薬に関する単一条約
- 1971年の向精神薬に関する条約
- 条約の仕組み
- 1988年麻薬新条約
- 日本は3条約とも締結

1961年の麻薬に関する単一条約

- モルヒネ
- コカイン
- 大麻
- けし
- あへん
- その他

1971年の向精神薬に関する条約

- 幻覚剤
 - LSD
 - MDMA
 - その他
- 覚せい剤
 - アンフェタミン
 - メタンフェタミン
 - その他
- 鎮痛剤
- 催眠鎮痛剤

1971年の向精神薬に関する条約 (2)

- 精神安定剤
- その他

条約の仕組み

- 免許・許可制
 - 製造
 - 輸出入
 - 譲渡・譲受
 - 所持
 - その他
- 違反行為を処罰

1988年麻薬新条約

- 薬物不正取引から生ずる収益の剥奪
- 国際協力の強化
- 製造に用いられる化学薬品の規制措置
- その他

日本は3条約とも締結

- 薬物四法
 - 各条約で規制される物質の流通、用途の規制
- 麻薬特例法等
 - 経済面からの防止策
 - 国際協力の強化

国連

- 国連麻薬委員会
- 国際麻薬統制委員会
- 国連薬物犯罪事務所

国連麻薬委員会

- CND
 - Commission on Narcotic Drugs
- 経済社会理事会の下部機関
- メンバーは53カ国
 - 日本は1961年以降継続してメンバー
- 薬物統制に関する政策を決定する機関
 - 薬物関連条約履行の監視
 - 薬物統制の強化に関する勧告
 - その他

国際麻薬統制委員会

- INCB
 - International Narcotics Control Board
- 個人資格13名
- 関連条約の対象薬物の生産、流通、消費について監視、管理を通じた不正取引と乱用防止

国連薬物犯罪事務所

- UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime
- <http://www.mofa.go.jp/Mofaj/gaiko/mayaku/unodc.html>
- 両委員会の記事局
- 薬物対策の外、テロ等犯罪対策も任務

G8

- <http://www.mofa.go.jp/Mofaj/gaiko/mayaku/shien.html>

その他

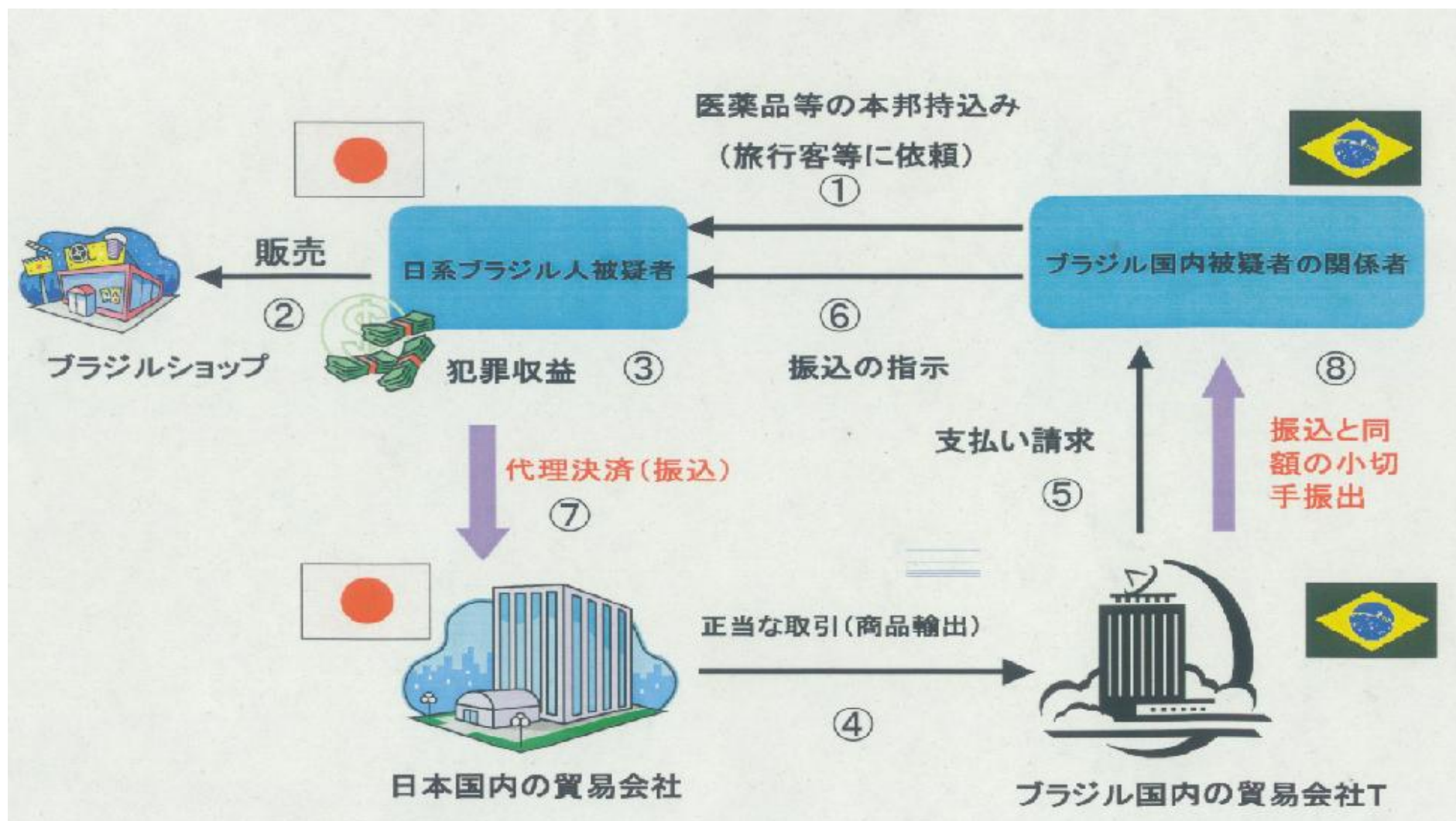
- <http://www.mofa.go.jp/Mofaj/gaiko/mayaku/shien.html>

マネーロンダリング対策

マネーロンダリングとは

- 犯罪等によって得た金・資産について、様々な操作を通じて合法的に得たものであるかのような外観を作ったり、隠匿したりすること。

日系ブラジル人による薬事法違反に係る犯罪収益の隠匿



米国、スイスでの展開

銀行秘密

- 1934年、スイス国内に銀行預金を持つユダヤ人をナチスの追及から救う人道上の理由から、スイス銀行法に取り入れられたのが最初と言われている。
- 第二次世界大戦後は、世界中の資産家、独裁者、非合法組織の不正蓄財、脱税にスイスの銀行が使われるようになる。
- これに習って、ヨーロッパの他の国やカリブ海のいくつかの国でも、銀行秘密や低い法人税や取引関係税を売り物にして、金融セクターを拡大。

銀行の秘密保持と マネーロンダリング

- 1971年に改正されたスイス銀行法47条
 - 銀行の役員、従業員、清算人若しくは監査役、銀行委員会の監督者、又は公認検査機関の役員若しくは従業員として、自己に委託された秘密又は5万フラン以下の罰金に処する。
- 過失によって前項に規定する行為をした者は、3万フラン以下の罰金に処する。

スイスのマネーロンダリング規制

- マネーロンダリング罪
- 資金受け売れ時の注意義務
- マネーロンダリング対策法

マネーロンダリング罪

- 1990年、マネーロンダリングを犯罪化
- 重罪から由来することを知っており、又は知っていたと推測される財産的価値の源泉の判定、発見又は没収を妨げるおそれのある行為」(刑法第305条の2)
- 「業として他人の財産的価値を受け取り、保管し、又は利殖若しくは移転を助けた者が、状況により必要とされる注意を払って経済的権利者の身元を確認することを怠った」ときも処罰される。(刑法第305条の3)

資金受け入れ時の注意義務

- 1977 資金受け入れ時の注意義務及び銀行秘密の開示に関する協定
 - スイスの銀行とスイス銀行協会との間の協定
 - 銀行取引における顧客の身元確認などを盛り込み
- 1987改正 銀行の注意義務に関する協定
 - 口座開設・貸金庫契約・10万フランを超える預金・送金をするとき
 - 顧客及び真の経済的権利者の身元を
 - 官公庁が発行又は承認した写真入りの文書で確認

マネーロンダリング対策法

- 1998 金融部門におけるマネーロンダリング撲滅のための連邦法
 - 金融仲介業者に対する疑わしい取引の報告義務等
 - 財産管理等を任務とする限りにおいて弁護士、公証人も含まれる
- スイスの匿名口座は実質的に廃止

国際機関の動きと我が国の対応

- 1 国連麻薬新条約・FATF「40の勧告」と麻薬特例法におけるマネーロンダリング罪の創設
- 2 FATF「40の勧告」改訂と組織的犯罪処罰法
- 3 テロ資金規正

国連麻薬新条約・
FATF「40の勧告」と
麻薬特例法における
マネーロンダリング罪の創設

国連麻薬新条約

- 麻薬犯罪は、国際性・収益性・組織性(企業性)が高い
- 早期から国際的な取り組みがなされてきた
- 1912 ハーグ・アヘン条約
- 1961 麻薬に関する単一条約
- 各国に、濫用対象薬物の生産・流通等に厳しい規制を義務付け
- 麻薬犯罪の収益性の高さのため、効果が上がらず。

1988 麻薬新条約

- 正式名称「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」

国連麻薬新条約の特徴

- 経済的側面の規制を重視
 - マネーロンダリングの犯罪化
 - 国外犯の処罰
 - 没収範囲の拡張
 - 外国における没収犯罪の執行等に関する共助制度の採用

国連麻薬新条約(承前)

- マネーロンダリングの犯罪化
 - 不法収益財産の転換・移転
 - 隠匿・偽装
 - 取得・所持・使用

FATF

- Financial Action Task Force on Money Laundering
- マネーロンダリングに関する金融活動作業部会
- 1989 G7アルシュサミットにおいて設置採択

FATF(続き)

- 参加国は31カ国・地域、及び2国際機関
- 現在はテロ資金対策の国際的対策推進の役割も重要

FATF「40の勧告」

- 1990年4月 マネーロンダリング対策のための「40の勧告」報告書公開
- 麻薬新条約の早期批准(1)
- 麻薬資金洗浄を犯罪とするための措置(4,5)

FATF「40の勧告」(2)

- 金融機関は匿名口座、偽名口座を設けないこと。取引開始に当たり、公文書等により本人確認をし、記録すること(12)
- 金融機関は、資金が犯罪活動から生じたものである疑いがあるときは、権限ある当局にその旨報告すること(16)
- 各国の権限ある当局相互間で、疑わしい取引等に関する国際的な情報交換体制を改善する努力を行うこと(32)

国連麻薬新条約およびFATF「40の 勧告」に対する我が国の対応

- 1992年7月1日施行 麻薬特例法

麻薬特例法

- 「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬物取締法等の特例に関する法律」
- 麻薬新条約(1989年署名)批准に必要な国内担保法の整備
- 薬物犯罪に関してマネーロンダリングを犯罪化

麻薬特例法(2)

- 薬物犯罪収益等隠匿(第6条)
 - 薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は薬物犯罪収益等を隠匿した者は、5年以下の懲役若しくは300万円の以下の罰金に処し又はこれを併科する。
 - 未遂(本罪と同様)、予備(二年以下の懲役又は50万円以下の罰金)を処罰

麻薬特例法(3)

- 薬物犯罪収益等收受(第7条)
 - 情を知って、薬物犯罪収益等を收受した者は、3年以下の懲役もししくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

麻薬特例法(4)

- 金融機関や郵便官署等がその業務において收受した財産が薬物犯罪による不法収益である疑いがある場合に
 - 主務大臣に文書で届け出る義務
 - 郵便官署の場合はそのことを帳簿に記録し捜査当局が閲覧
- 平成4年(1992年)から平成10年(1998)までの届出件数は66件

FATF「40の勧告」改訂と 組織的犯罪処罰法

「40の勧告」の改訂

- 1996年6月

主な改正点

- 薬物に関するマネーロンダリングの罪を重大犯罪に関するマネーロンダリングの罪に拡大すべきこと(4)
- 顧客の本人確認義務の拡大(10)
- 疑わしい取引報告義務の強化(15)
- 国境を越えた現金等の移動の探知又は監視のための措置の検討(22)

FATFによる相互審査

- 「40の勧告」の履行状況の現地審査
- FATFメンバーが、相互に刑事司法、法執行、金融の各分野の専門家を他のメンバー国に派遣して実施

1997年FATF相互審査の報告書

- 「日本においては、多大な額の犯罪収益が資金洗浄されているものと推定される。」
- 「なぜ日本のような規模の経済や薬物問題がありながら、疑わしい取引の報告がもっと合理的な水準まで至らなかったのかを理解することは困難である。」

1997年FATF相互審査の報告書(2)

- 「全体として、現在の日本の資金洗浄対策のシステムは実際上有効ではない」

組織的犯罪処罰法

- 1999年 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
- マネーロンダリング行為の対象を薬物犯罪から拡大
- 没収・追徴及びそれらのための保全制度
- 疑わしい取引の届出制度の拡充
- 国際共助手続の整備

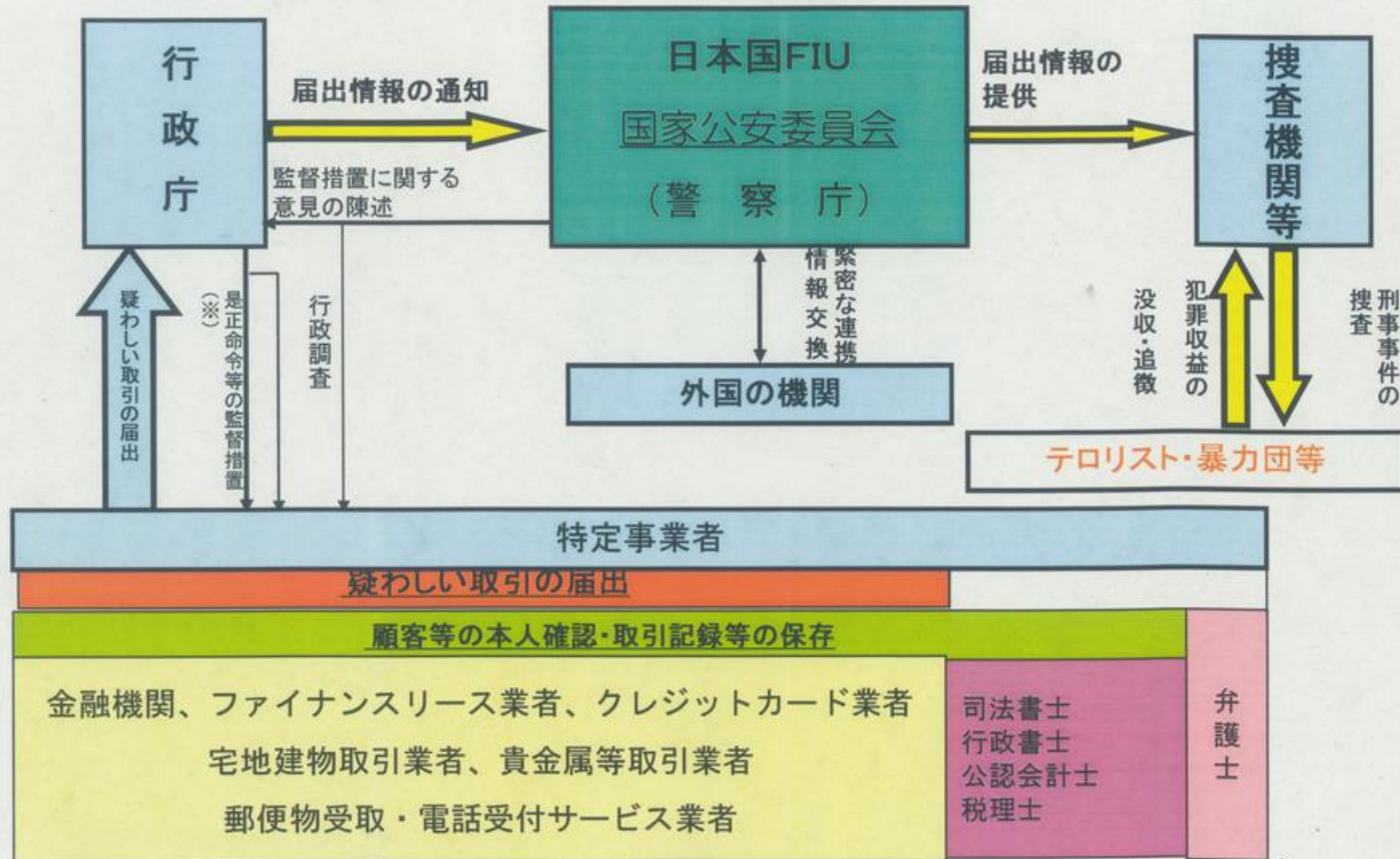
FATF「40の勧告」再改訂

-

我が国の対応

- 2007 犯罪による収益の移転防止に関する法律

犯罪による収益の移転防止に関する法律の仕組み



(注) 弁護士による本人確認・取引記録等の保存に相当する措置は、日本弁護士連合会の会則の定めるところによる。

今後の課題

- SOCA(英国)－ intervention
- 潜在化して経済活動に影響を与える犯罪者集団への対応
- 情報の提供
- 情報の分析・管理

薬物依存への対策

- 薬物相談
- ドラッグ・コート
- 再犯防止

参考文献

- 資料中に挙げたものの外、
- 小林良樹、「覚せい剤密輸メカニズム」の分析、警察學論集61巻2号、立花書房、2008
- 平成15年警察白書

質問、提案



坂 明 lanternj

saka@saka.jp

<http://saka.jp/sss>